

意見書

平成21年7月21日

総務省情報通信国際戦略局
情報通信政策課
通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

〒107-8006

とうきょうとみなとくあかさか
東京都港区赤坂5-3-6

かぶしきがいしゃ
株式会社 TBSテレビ

だいひょうとりしまりやくしやちよう いしほら としちか
代表取締役社長 石原 俊爾

「通信・放送の総合的な法体系の在り方 答申（案）」に対し、下記のとおり意見を提出します。

項目	意見
<p>2. 伝送設備規律</p> <p>(1) 電波利用の柔軟化</p> <p>② ホワイトスペースの活用</p>	<p>ホワイトスペースの活用に関しては、利用形態や共用条件などについて専門家による十分な技術的検証を行った上で慎重に制度整備を行うべきである。</p> <p>日本ではその地形的特質から、放送を届けるために非常に多くの中継局が開設されている。その中には上位に位置する局の放送波を受信して再送信している中継局も数多く存在しており、二次利用による地上テレビ放送への影響は潜在的で重要な問題となる恐れがある。また、二次利用による電波が、ブースタを使用している一般家庭やビル・マンションの共聴設備、CATV 等に、支障を与える事の無いよう十分な検討が必要である。</p> <p>地上テレビ放送は、既に利用者への重要な情報伝達手段としてその役割を担っており、上記のような受信環境の変化は、そのサービスを受ける利用者への不利益をもたらすこととなる。このため、地上テレビ放送周波数帯における二次利用については、地上テレビ放送のサービスについて影響のないよう、慎重に審議されることを希望する。</p> <p>また放送事業用周波数帯についても、番組伝送や緊急・災害報道などに使用する周波数が含まれることから、運用に支障の無いよう十分に検討する必要がある。</p>
<p>2. 伝送設備規律</p> <p>(3) 迅速な新サービス・新製品の導入の促進</p> <p>① 免許等を要しない無線局（免許不要局）の範囲の見直し</p>	<p>異なる無線システムが共用する周波数帯において、空中線電力の上限を見直すことは、現在使用されている国民生活の根幹に関わる無線通信に大きな影響を与える恐れがある。</p> <p>無線設備は電波利用環境の健全化の観点から、必要最小限の空中線電力で運用されるべきであり、利用者保護の観点からも、一律に空中線電力の上限を見直すのではなく、無線システムの機能、使用する周波数、利用形態等によっては、最適な空中線電力や ERP の上限を定めるべきと考える。さらに既存無線システムへの影響等について、技術的に公正な判断のできる第三者機関を設立するなどの措置を講ずることが必要であると考え、これを希望する。</p>

<p>3. 伝送サービス規律 (3) 放送・有線放送の安全・信頼性の確保</p>	<p>答申案では「重大事故の報告義務、設備の維持義務等に係る規定を整備することが適当」と記されているが、現在も放送事故が発生した場合には、放送事業者は行政に直ちに報告している。これに加えて新たな義務規定を作るに当たっては、事業者に過剰な負担を強いることのないよう慎重な検討を行って欲しい。</p>
<p>4. コンテンツ規律 (1) メディアサービスの範囲</p>	<p>「メディアサービスの範囲を従来の『放送』に止め、その概念・名称を維持する」としたことは、適当な判断であると評価する。</p>
<p>4. コンテンツ規律 (2) コンテンツ規律の基本的な考え方 ② コンテンツ規律の目的</p>	<p>放送関連四法の集約・大括り化に当たって、「放送法の規定をベースとすることが適当」と明記されたことは評価する。特に現行の放送法の「表現の自由」や「番組編集の自由」の規定は、新たな法体系にそのまま継承すべきだと考える。</p>
<p>4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ② 業務開始の手続き等</p>	<p>ハード、ソフト一致の放送事業者を免許・認定の際に優先する旨が記されているが、この記述を法律として明文化することを希望する。また、ハード、ソフトが別々の行政手続きとなることで、結果的に行政による放送内容への関与が強まることのないよう希望する。</p>
<p>4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ③ 番組規律</p>	<p>番組の種別や、放送時間、分類に関する考え方等の公表に当たっては、放送の自主自律の原則を踏まえ、義務としてではなく、あくまで自主的に行うこととしたい。またショッピング番組の取り扱いに関しても、放送事業者の自主自律に委ねることが適当だと考えている。</p>
<p>4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ④ 表現の自由享有基準</p>	<p>表現の自由享有基準に関しては、必要に応じて、今後も緩和を検討して頂きたい。</p>

<p>4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ⑤ 再送信制度の在り方</p>	<p>裁定制度の存続が適当なのかどうか極めて疑問に思う。地域によっては、有線テレビジョン放送事業は既に地上放送事業を超える大きなビジネスとなっている。再送信同意で問題が生じた場合には、民間放送事業者同士のビジネス上の問題として、民・民で話し合い、解決していくのが適当であると考え</p>
<p>6. 紛争処理機能の拡大</p>	<p>どのような制度になるのか、具体的な姿は明らかではないが、事業者間の紛争処理に関して行政が係わることは極めて限定的であるべきだと考える。紛争の処理はあくまで民・民で話し合い、解決していくことを最優先におくべきである。</p>